

こんにちは



新年号

釧路市上下水道部広報 第18号
平成30年1月発行

もくじ

- 水道料金改定の背景
- 水道料金改定の4つのポイント
- 水道料金体系 新旧対照表
- 道内35都市との家用水道料金比較
- 検針票の見方
- 世帯構成別請求金額の比較
- 「隔月納付」と「毎月納付」が選べるようになります!
- 家庭でできる節水のご紹介
- 釧路市公営企業管理者就任のご挨拶
- 発行・問合せ先

くし3の上下水道

平成12年以来18年ぶりに、平成30年4月使用分から**資金不足分**として**16.2%**の値上げと、新たに将来の老朽管路更新に備えて導入する**資産維持費分3.3%**を盛り込んだ**水道料金の改定**をさせていただきます。

将来世代との負担の公平性と「未来を支え続ける安全で安定した信頼される水道」の実現のため、みなさまのご理解をお願いします。

※下水道使用料の変更はありません。

水道料金改定の背景

老朽管路の更新

愛国浄水場の更新

給水人口と給水収益の減少

(1) 老朽管路の更新 (水道水が確実にご家庭まで届くために)

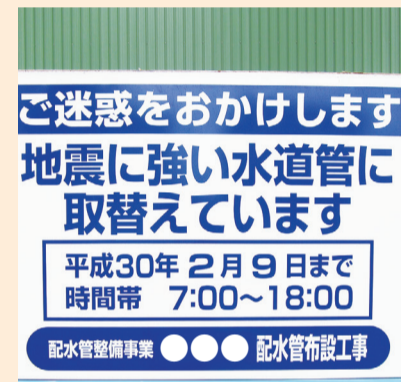
水道事業は、昭和2年の給水開始から今年で90年が経ちました。現在は、高度経済成長期に集中的に布設された水道管路が次々と法定耐用年数の40年を迎えるなど、それらの老朽管路更新事業に加えて、地震などの災害に強い水道管(耐震化)への対応が急務となっています。

今後、老朽管路の更新や耐震化への切替が滞ると、水道管の破裂や漏水事故が多発する可能性が高くなり、私たちの日常生活に大きな支障をきたす恐れがあります。

平成28年度末の水道管路総延長は約1,147kmで、そのうち老朽管路は約316km(27.6%)となっています。



▲老朽管路の破損



▲耐震管取替工事の標識

(2) 愛国浄水場の更新 (安心安全な水道水をつくるために)

水道事業における根幹の施設である愛国浄水場は、建設後約60年が経過し、施設の老朽化が進むと同時に耐震強度不足が判明しています。

このことから、平成23年度より災害や事故などが起こった場合でも、水道被害の軽減を図るための耐震構造化や津波対策を考慮した新たな施設へ全面的な更新計画を進めています。(平成35年度供用開始予定)

- 平成23～28年度 更新事業第一期工事(配水施設関係)
- 平成29～35年度 更新事業第二期工事(浄水施設関係)



▲耐震化された新愛国浄水場送配水ポンプ場(平成28年度完成)

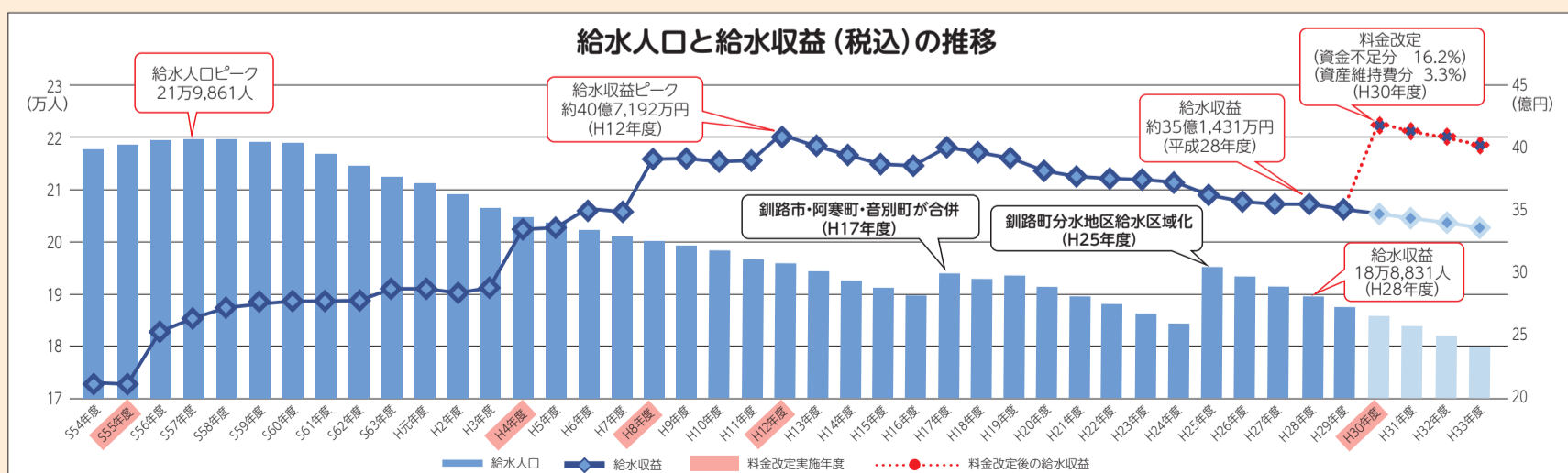


▲愛国浄水場に新たに導入するセラミック膜ろ過装置

(3) 給水人口と給水収益の減少 (経営環境の改善のために)

水道事業の経営環境は、近年の人口減少や節水意識の高まりなどによる水需要の減少に伴う給水収益の減少が続く中で、老朽化した水道管路の更新や愛国浄水場の建替えなど、多額の費用を要する事業を多く抱える大変厳しい状況となっています。

そのため、引き続き適時適切な事業執行と一層の経営状況の改善に努めても、このままでは平成30年度以降に資金不足が発生して水道事業経営が立ち行かなくなる見通しとなりました。



水道料金改定の4つのポイント

(1) 基本水量の廃止と平均 16.2%の値上げ

単身者や高齢者などの少量水量使用者が増加していることから、家事用料金の「基本水量制（8㎡）」を廃止し、基本料金と1㎡から使用水量に応じた従量料金を加算する算定方式とし、平成33年度までの収支改善を図るため、現行の水道料金から平均16.2%の値上げをすることとなりました。

(2) 老朽管路更新事業の財源確保（3.3%の資産維持費を導入）

今回導入する資産維持費は、平成34年度から計画している老朽管路更新にかかる事業費に限定し、なお且つ段階的に導入することで3.3%に抑えることにしました。

家事用は1世帯当たり148円を、業務用はそれぞれの口径別に算定された額を基本料金に上乗せして積み立てることにしました。（1億1千万円/年）

(3) 大口使用者特例制度の創設

大量に水を使う企業・団体などのため、基準水量（1,000㎡/月）を超えるなどの一定基準を設けて、従量料金を水量区分ごとに使うほど単価が安くなる「大口使用者特例制度」を創設します。適用対象者は、水産加工業・旅館・ホテル・病院など約80件です。（※適用対象者には、これまでの使用水量から判断して個別にご連絡いたします。適用条件については、別途お問い合わせください。）

(4) 出資制度の活用

現在の経営状況では、資金不足分として本来24.7%の料金改定が必要でしたが、急激な料金負担の増加を回避するため、愛国浄水場に新たに導入する高度水処理事業に対して、総務省の基準に基づいた制度を最大限活用し、一般会計から13億7,200万円の出資を受けるなどで、改定率の抑制を図りました。

● 家事用水道料金の現行料金と新料金の比較【1か月分・税込】（基本料金+超過・従量料金）

使用水量	0㎡	1㎡	2㎡	3㎡	4㎡	5㎡	6㎡	7㎡	8㎡	10㎡	20㎡	30㎡
現行水道料金	1,191円	1,191円	1,191円	1,191円	1,191円	1,191円	1,191円	1,191円	1,191円	1,530円	3,225円	4,921円
新水道料金	1,339円	1,351円	1,363円	1,375円	1,388円	1,400円	1,412円	1,425円	1,437円	1,842円	3,868円	5,894円
増加額	148円	160円	172円	184円	197円	209円	221円	234円	246円	312円	643円	973円

水道料金体系 新旧対照表【1か月分・税込】

● 現行水道料金表【1か月分・税込】

用途別	メーターの口径	基本料金(1か月につき)		超過料金(1㎡につき)	
		使用水量	料金		
家事用	—	8㎡まで	1,191円	169.56円	
業務用	—	8㎡まで	13mm	1,358円	241.92円
			20mm	1,801円	
			25mm	2,719円	
			40mm	7,599円	
			50mm	18,221円	
			75mm	30,411円	
			100mm	47,145円	
			150mm	96,940円	
200mm	137,079円				
浴場用	—	80㎡まで	2,170円	38.88円	
臨時用	—	1㎡につき	453.60円		

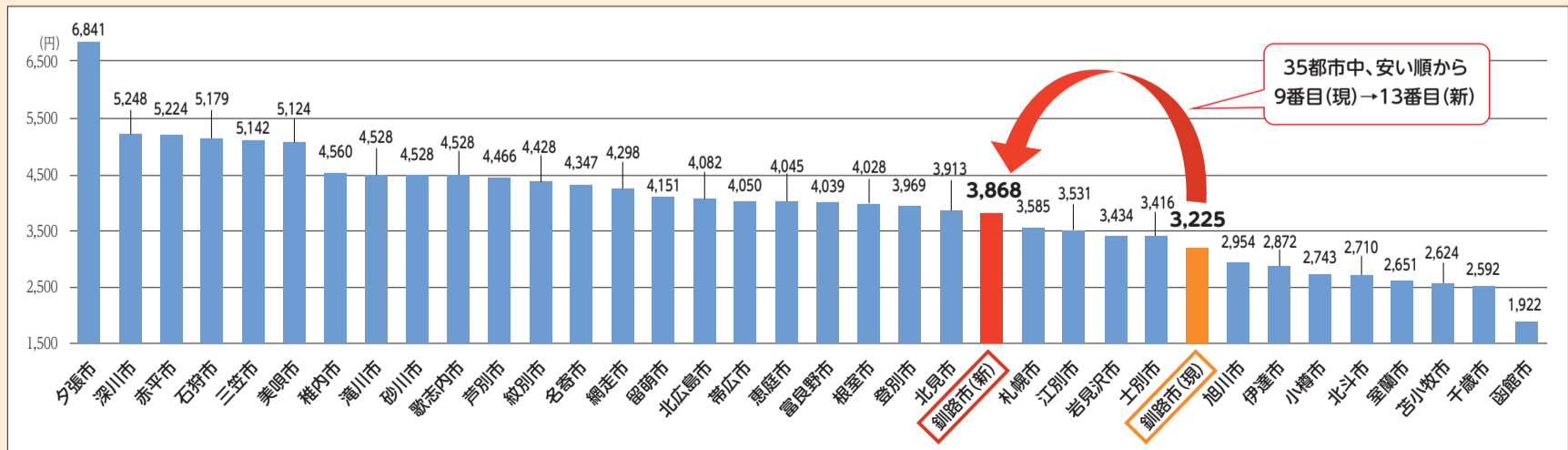


● 新水道料金表【1か月分・税込】※平成30年4月使用分から

用途別	メーターの口径	基本料金(1か月につき)		従量料金(1㎡につき)	
		基本水量	金額		
家事用	—	—	1,339円	8㎡まで 12.29円 8㎡を超える分 202.60円	
業務用	—	8㎡まで	13mm	1,623円	基本水量を超える分 289.09円
			20mm	2,152円	
			25mm	3,249円	
			40mm	9,081円	
			50mm	21,774円	
			75mm	36,342円	
			100mm	56,338円	
			150mm	115,844円	
200mm	163,809円				
浴場用	—	80㎡まで	2,318円	基本水量を超える分 38.88円	
臨時用	—	1㎡につき	542.16円		

道内35都市との家事用水道料金比較【20㎡/月・税込】

(平成29年4月現在)



検針票の見方

お客様番号 1234567		お客様番号 1234567	
水道使用量のお知らせ			
使用場所 釧路市南大通〇丁目〇-〇			
使用者名 水道 太郎 様			
料金区分	下水区分	検針区分	世帯数
家事用	処理区	寄敷	13
メーター番号	123456XX		
平成00年11月分 検針日:平成00年 9月 4日~平成00年11月 3日			
水道使用量	区 分	水 道	下 水 道
今回指示数 1,115 m ³	3 使用量/汚水量	39 m ³	39 m ³
前回指示数 1,078 m ³	4 料金/使用料	7,534 円	8,812 円
減量水量 0 m ³	5 水道料金		
含算水量 0 m ³	6 ご請求予定金額	18,146 円	
上記金額は消費税及び地方消費税相当額が含まれております。			
口座振替予定日 7 平成00年11月28日			
検針日 平成00年8月10日			
検針員 ○○			
担当者 ○○			
☆釧路市上下水道部サービス課			
上下水道料金お客様サービスセンター			
釧路市上下水道部検針及び収納等業務受託者 第一環境株式会社 釧路事務所			
〒085-0841 釧路市南大通2丁目1番121号			
電話 (0154) 43-2161			
※このお知らせ書でのお支払はできません。			

「水道使用量のお知らせ」(検針票)を見るポイント!

ご家庭に通知される「水道使用量のお知らせ」(検針票)は、2か月に1度のメーター検針結果の情報が記載されています。

- 1 料金区分:「家事用」「業務用」「浴場用」「臨時用」の区分
- 2 ご使用期間:前回の検針日の翌日から今回の検針日までの期間
- 3 使用量/汚水量:使用された水量と下水道汚水量(2か月分)
- 4 水道料金:使用された水量に対する料金(2か月分)
- 5 下水道使用料:使用された汚水量に対する使用料(2か月分)
- 6 ご請求予定金額:使用された水道料金と下水道使用料の合算額(2か月分)
- 7 口座振替予定日:今回の請求額が口座振替される予定日

世帯構成別請求金額の比較 [2か月分・税込]

●夫婦2人と乳幼児の4人世帯の場合



世帯区分	使用水量 (2か月分)	料金区分	水道料金 A (2か月分)	下水道使用料 B (2か月分)	請求金額 A+B (2か月分)	増加額 (2か月分)
4人 夫婦(2)と 乳幼児(2)	39m ³ (19m ³ +20m ³)	新料金	7,534円	8,612円	16,146円	1,253円
		現行料金	6,281円		14,893円	

●夫婦2人と小学生(男女)の4人世帯の場合



世帯区分	使用水量 (2か月分)	料金区分	水道料金 A (2か月分)	下水道使用料 B (2か月分)	請求金額 A+B (2か月分)	増加額 (2か月分)
4人 夫婦(2)と 小学生男女(2)	37m ³ (18m ³ +19m ³)	新料金	7,129円	8,152円	15,281円	1,187円
		現行料金	5,942円		14,094円	

●高齢者夫婦の2人世帯の場合



世帯区分	使用水量 (2か月分)	料金区分	水道料金 A (2か月分)	下水道使用料 B (2か月分)	請求金額 A+B (2か月分)	増加額 (2か月分)
2人 高齢者夫婦(2)	18m ³ (9m ³ +9m ³)	新料金	3,279円	3,782円	7,061円	558円
		現行料金	2,721円		6,503円	

●高齢者の単身世帯の場合



世帯区分	使用水量 (2か月分)	料金区分	水道料金 A (2か月分)	下水道使用料 B (2か月分)	請求金額 A+B (2か月分)	増加額 (2か月分)
1人 高齢者単身(1) ※男女共	9m ³ (4m ³ +5m ³)	新料金	2,788円	3,322円	6,110円	406円
		現行料金	2,382円		5,704円	

平成30年10月から「隔月納付」と「毎月納付」が選べるようになります!

今回の水道料金改定に伴い、負担感の軽減などを図るため、希望者には平成30年10月から現在の「隔月納付」(2か月分をまとめて納付)と、新たに「毎月納付」(1か月分ごとの納付)のどちらかを選択できる準備を進めています。

「口座振替」「納付書払い」どちらの支払い方法でも「隔月納付」と「毎月納付」が選択可能となります。

平成30年8月1日(水)から「毎月納付」を希望される方の受付を開始予定ですので、10月から毎月納付を希望の方は9月20日(木)までお申し込みください。

受付準備が整いましたら改めてお知らせいたします。

「納付書払い」のお客さまへ

安心・便利な「口座振替」のご利用をおすすめします。

(口座振替は口座から料金が引き落とされるので、お支払いの手間が省けます。)



「口座振替」



「納付書払い」



隔月納付

隔月

¥

2か月ごと

選択制

1か月ごと



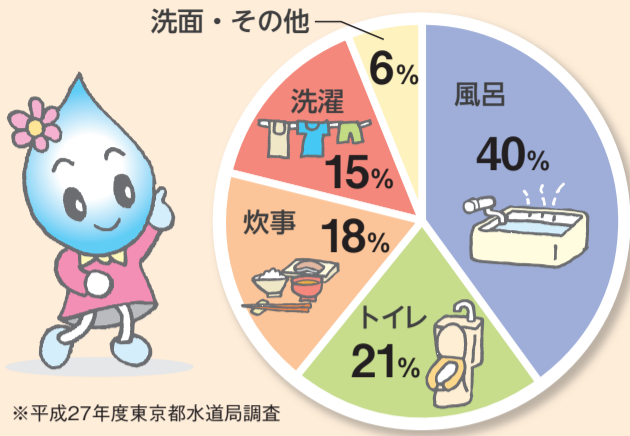
毎月納付

毎月

¥

家庭でできる節水のご紹介

●家庭での水使用の目的別割合



※平成27年度東京都水道局調査

●用途別の水使用量の例

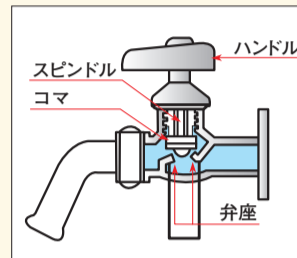
用途	使い方の例	使用量
お風呂	湯船にお湯を溜める	約200ℓ
シャワー	5分間使用	約60ℓ
トイレ	大レバー1回使用	約6ℓ
	小レバー1回使用	約5ℓ
食器洗い	1日5分3回使用	約180ℓ
洗面	1分間使用	約12ℓ
歯みがき	30秒間使用	約6ℓ
洗車	20分間使用	約240ℓ

※13mm胴長水栓、水圧0.1MPa、ハンドル開度90度の場合

★節水コマ

「節水コマ」は、蛇口から出る水の流出量を調節することができる器具です。家の蛇口にはもともと「コマ」が取り付けられていますが、これをホームセンターなどで販売されている節水型のコマに交換することで、ハンドルをまわす角度によって水量を調節することができます。（蛇口の形状によっては取り付けられないものもあります。）

この他にも「泡沫蛇口」や「節水型シャワーヘッド」などを使うことで、少量でも水の勢いを落とさずに使用することができます。



●節水コマの利用

ハンドル開度	節水コマ	普通コマ
90度	6ℓ/分	12ℓ/分
全開	21ℓ/分	21ℓ/分

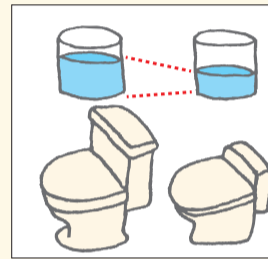
●13mm胴長水栓、水圧0.1MPaでの節水コマの効果例

★節水型のトイレ・洗濯機

最新の節水型トイレや洗濯機などを使うことでも、大きな節水効果が得られます。買い替えの際は検討されてはいかがでしょうか。

また、日常生活でのトイレ使用時に、大・小の洗浄レバーを適切に使分けすることで、必要以上の無駄な水を使わずに節水ができます。

その他にも大量の水を使うお風呂の残り湯も上手に再利用することで、賢く節水することができます。



●節水型トイレ

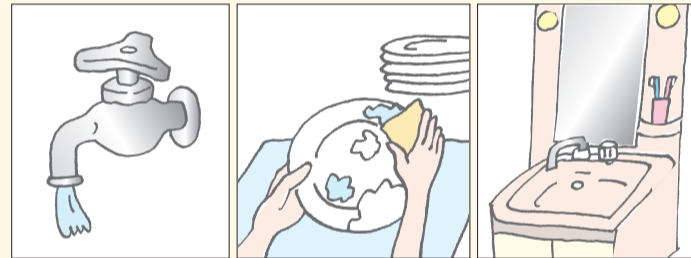
トイレの製造年	使用水量	
	大レバー	小レバー
1970年代	16.0~13.0ℓ	
1980年代	12.5~12.0ℓ	
1990年代	10.0~6.0ℓ	8.0~5.0ℓ
2000年代	6.0~4.8ℓ	5.0~4.0ℓ
2010年代	4.8~3.8ℓ	4.0~3.0ℓ

●大小レバー使用水量の変化

★こまめな蛇口(ハンドル)の開け閉め

蛇口(ハンドル)を90度まわすと1分間に約12ℓの水が出て、全開にすると約21ℓの水が出ます。用途に応じた開度と水量に心掛けましょう。

最新の高性能な節水家電や節水機器に頼らなくても、毎日の洗顔・歯みがき、お風呂やシャワー、料理や食器を洗う時など、こまめな蛇口の開け閉めが一番身近な節水への取り組みです。「やれること」から「できるとき」に「できる範囲」で節水に意識しましょう。



●こまめな蛇口の開け閉め

●食器のまとめ洗い

●洗顔・歯みがき時の節水

釧路市公営企業管理者就任のご挨拶

新年明けましておめでとうございます

この度、平成29年10月31日付けで釧路市公営企業管理者に就任いたしました。

本市の水道事業は昭和2年の給水開始、下水道事業は昭和30年の事業着手から、市勢の発展に伴う「拡張整備の時代」を経過し、現在は人口減少に伴う収入減少、施設の老朽化・耐震化対応の「維持管理の時代」を迎えています。

今後も時代の流れを的確に把握し、決して歩みを止めることなく、重要なライフラインを支えている自覚と将来に渡って安全で安心した上下水道事業運営のため、職員一丸となって取り組んでいく決意をしております。

水道事業におきましては、平成30年4月使用分から水道料金の改定を行うこととしており、新たなご負担をお願いすることになりますが、将来世代との負担の公平性と「未来を支え続ける安全で安定した信頼される水道」の実現のため、皆さまのご理解をお願いいたします。



釧路市公営企業管理者
土屋 敬視

[編集・発行]

釧路市上下水道部 経営企画課
〒085-0841 釧路市南大通2丁目1番121号
☎ 43-2169 ☎ 43-0080
✉ ke-keieikikaku@city.kushiro.lg.jp
🌐 http://www.city.kushiro.lg.jp

●釧路町にお住まいの方は

水道／釧路市上下水道部へお問合せください
下水道／☎62-2111(釧路町代表)までお問合せください

釧路市上下水道部

■営業時間／午前8時50分から午後5時20分まで
※土曜日、日曜日、祝日、年末年始(12/29~1/3まで)を除く

- ・総務課 ☎43-2164
- ・経営企画課 ☎43-2169
- ・サービス課 ☎43-2162
- ・水道整備課 ☎43-2163
- ・浄水課 ☎36-7354
- ・水質管理課 ☎36-9562
- ・下水道建設管理課
計画・建設担当 ☎22-6601
管理担当 ☎22-9538
- ・下水道施設課 ☎24-5131
- ・阿寒上下水道課 ☎66-2121
- ・音別上下水道課 ☎(01547)6-2231

営業時間外

(夜間、土曜日、日曜日、祝日、12/29~1/3の年末年始)
釧路市上下水道部 守衛室 ☎43-0077
阿寒町行政センター 当直 ☎66-2121
音別町行政センター ☎(01547)6-2231
※音別町行政センターのみ平日夜間午後10時20分、土曜日、日曜日、祝日は午後5時20分まで



蛇口の水はどこから？
排水口の水はどこへ？
考えてみよう！水循環。
限りある水資源を大切に。